

「愛知県動物愛護管理推進計画の改正案」に対する意見の概要と県の考え方

「愛知県動物愛護管理推進計画の改正案」について、県民意見提出制度（パブリックコメント制度）に基づき、2020年12月10日（木）から2021年1月13日（木）まで、県民の皆様から御意見を募集したところ、21人から36件の御意見をいただきました。

主な御意見の概要と県の考え方については、以下のとおりです。

視点Ⅰ 人と動物の共生する社会の実現にむけた取組の推進			
No.	アクション	意見の概要	県の考え方
1	1	「人と動物の共生する社会の実現に向けた取組の推進」とあるが、身近な命を尊重することで、子供たちが自然に思いやりやいたわりの心を身につけていくような社会の実現を望む。（類似意見2件）	本計画の各取組みを推進することにより、動物愛護思想の普及啓発を図り、人と動物が共生できるより良い社会の実現を目指してまいります。
2	1	実験動物や産業動物として利用される命への敬意として、児童に考えさせる時間を与えてほしい。動物園やふれあい教室を通じて愛護精神を学ぶだけでなく、動物実験の見学やと畜場の見学（大人も一緒に見学する）など、人間の食事や大量の食べ残しの裏側には命があることを強烈に学ばせてほしい。	御意見の内容については、今後の取組みの参考にさせていただきます。
3	2	近所の飼い犬の鳴き声や散歩の仕方では迷惑しているが、飼い主には人に迷惑をかけているという自覚がない。しつけ方教室が遠方の場合には、車がないと参加できない場合もある。しつけ教室の開催場所を考慮してほしい。	御意見の内容については、今後の取組みの参考にさせていただき、飼い主への動物の適正飼養の啓発や支援をより一層推進してまいります。
4	2	ふれあい教室について、動物のウェルフェアを考えるべき。動物の取り扱いの仕方、動物の性格を考慮して実施すべき。	御意見の内容については、今後のふれあい教室等の開催方法等の参考にさせていただきます。
5	2	幼児から動物の飼育や保護動物に関する現状を教える学校教育、飼い主になるための知識や講習が必須だと考える。	御意見の内容については、この計画の視点Ⅰアクション2に盛り込んでいます。なお、御意見のあったことについては、今後の取組みの参考にさせていただきます。
6	3	「不適切な餌やりの」等の表現については餌やり自体が悪い行為であるという印象を与えるおそれがあり、地域猫活動の妨げとなることから、この表現を削除することを求める。「適切な餌やりの啓発」について明確に記載すべき。餌やり自体が悪いことではないことを、広く理解してもらいたい。（類似意見6件）	「不適切な餌やり」の表現については、動物の管理を適切に行うことの必要性を述べるための記述であり、ただ単に餌をやるだけの行為が動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があるため、例示として示したものでした。しかし、地域猫活動を否定するものとの誤解が生じないように、ご指摘の趣旨を反映させ、表現の方法を修正しました。

7	3	「新しい飼い主を見つける」という記載は削除すべき。ボランティア団体等へ過度な負担を要求するものである。また、餌やりを行うのであれば新しい飼い主を探すことが義務であるようにもとれ、地域猫活動を行う場合においても、新たな飼い主を探すことを求められかねない。新しい飼い主を見つけても所有者のいない猫を増やしているは根本的な解決にならない。それよりも地域猫活動を推進してほしい。（類似意見5件）	ご指摘の記載は、特定の県民の方へ過度な負担を求めるものではなく、全ての県民の方に責任をもった行動を求めるものです。しかし、新しい飼い主を見つけることだけが所有者のいない猫問題の唯一の解決法であるような誤解が生じないように、ご指摘の趣旨を反映させ、計画の該当箇所を修正しました。
8	3	地域猫活動を行う際に、地域住民との関係を構築することをボランティアに任せず、行政がもっと間に入るべき。地域の十分な理解を得るのはボランティアでなく、行政の務めだと思う。行政として地域猫活動を主体的に推進してほしい。（類似意見2件）	御意見の内容については、今後の地域猫活動への支援等の所有者のいない猫問題の解決への取組みの参考にさせていただきます。
9	3	地域猫活動や保護猫カフェへの助成・支援を充実させてほしい。	
10	3	猫を保護して譲渡する団体の中には、譲渡する条件が厳しすぎて、かえって譲渡の妨げになっているような事例が多いと感じる。本当に責任のある引き取り手が譲渡条件が厳しく辞退している状況がある。団体にこのことに気づいてほしいし、行政も団体に厳重注意するよう強く要請する。	譲渡の条件については、動物の適正な飼養が保たれる目的のために必要と考えられる場合には、県等は妨げるものではないと考えます。御意見があったことは、今後の参考にさせていただきます。
11	3	以前友人達と協力して、所有者のいない猫の里親探しを行った。TNRも大切だが、自分（御意見主）はできれば里親を探す努力を行っていきたいと考えている。	御意見の内容は、今後の取組みの参考とさせていただきます。
12	3	「地域に住みついた所有者のいない猫については、責任の所在が明らかでなく」との記載があるが、所有者のいない猫に対する責任は、法律に終生飼養、繁殖制限や、遺棄は犯罪であることが定められているにも関わらず猫を捨てた人間と、これまでそういう人間を法律で取り締まってこなかった行政にあると考える。（類似意見2件）	動物愛護管理法に規定される終生飼養、繁殖制限の徹底や遺棄の禁止等飼い主の責務の徹底については、本計画の視点Ⅱに盛り込んでいます。御意見の内容を参考に、今後も飼い主の責務が徹底されるよう、本計画の各取組みを進めてまいります。

視点Ⅱ 飼い主の責務の徹底			
No.	アクション	意見の概要	県の考え方
13	1	狂犬病予防注射の接種率向上について、狂犬病の怖さ・ワクチンの安全性・狂犬病予防法で定められた罰則等が周知されていない。広報活動が弱いと感じる。新聞・テレビのみでなく、インターネット（Youtuber等）当を活用するなど今以上の広報活動に尽力してもらいたい。	御意見の内容については、今後の取組みの参考とさせていただきます。効果的な啓発方法について検討してまいります。

14	5	殺処分を禁止し、飼い主に責務と罰則を徹底し、行き場のない動物の保護センターを建設し、譲渡を推進してほしい。	御意見の内容については、本計画の視点Ⅱアクション5の取組みの参考とさせていただきます。
15	7	「また、行政に所有者のいない～」以降の文章は視点Ⅰアクション3の地域猫活動の観点となるので削除すべき。	ご指摘の記載の対象には猫以外の動物も含まれますので、原案どおりとします。
16	7	多頭飼育者は届出制にすべき。一般の飼い主だけでなく、ボランティアの多頭飼育崩壊もおきている。すべての多頭飼育者を網羅するため、犬・猫合わせて10頭以上飼育している者の届け出を義務化をすべき。	この推進計画は、法律等の制定による制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。よって御意見の内容を本計画で検討することはできません。なお、御意見の内容は、今後の取組みの参考とさせていただきます、多頭飼育問題に関する対処法等を検討してまいります。
17	7	2020年6月に動物愛護管理法の厳罰化が決まった後も多頭飼育崩壊がニュースになっている。県単位でどの程度の事ができるのか疑問に思う。行政と連携するべき。	御意見の内容については、今後の取組みの参考とさせていただきます、多頭飼育問題に関する情報を収集し、その対処法等を検討してまいります。
18	8	いまだに猫等の遺棄が多い。遺棄を防ぐには飼い主や動物取扱業者には厳しい規制と罰則を作るべき。遺棄された動物の保護活動への支援が必要。	この推進計画は、法律等の制定による制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。よって御意見の内容を本計画で検討することはできません。なお、御意見の内容は、今後の取組みの参考とさせていただきます。
19	8	遺棄の防止について、パンフレット等による周知啓発だけでなく、もっと効果のある対策を掲げるべき。遺棄に対する罰則も強化されたが、罰金がいくら高くなっても実際に遺棄した者が捕まらなくては、抑止効果にならない。実効のある対策を望む。警察に対して動物愛護管理法の規定に基づき、動物の遺棄が犯罪であることの周知徹底を望む。	御意見の内容については、今後の取組みの参考とさせていただきます、警察を含めた関係機関と連携の上、引き続き動物の遺棄防止に努めてまいります。

視点Ⅲ 動物取扱業の責務の徹底			
No.	アクション	意見の概要	県の考え方
20	1	ペットショップを減らすべき	この推進計画は、法律等の制定による制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。よって御意見の内容を本計画で検討することはできません。なお、動物取扱業については、動物愛護管理法で定める基準等に合致しなければ登録されず、また、登録後も悪質な業者に対しては登録の取消し等の行政処分も可能であることから、同法に基づき適切な指導を行ってまいります。
21	1	保護犬・猫がいるのに、ペットショップで犬・猫が販売されているのはおかしいと思う。ペットショップの生産・販売を厳しく規制すべき。ペットの供養にも力を入れてほしい。	
22	1	ブリーダーは許可制にすべき。	

23	2	ブリーダーで繁殖できなくなった犬やペットショップで売れ残った犬などのその後はどうなるのだろうか。生体販売では供給が過多ではないだろうか。生体販売自体が不幸な命を増やしているように思える。命とは不要になったからと言って放棄できるものではなく、飼いたい時にいつでも飼えるものではないと考えを改めるべき。	ご指摘の内容への対応として、動物愛護管理法において動物取扱業者に対する、動物の適正な飼養管理の基準が定められ、また、販売に際しては対面販売や対面説明が義務付けられています。この計画にもあるように、2019年の動物愛護管理法の改正で、動物の適正な飼養管理の基準が具体的に規定されることとなり、規制が強化されることとなりました。御意見があったことは、今後の参考にさせていただき、動物取扱業者が法令を順守し、動物の適正な管理がなされるよう指導してまいります。
24	2	定期的な立入りをを行い、厳しくチェックしてほしい。	現在県等では、動物取扱業者に対して計画的に立入り検査を実施していますが、今後も立入り検査等を適切に行うことにより、動物愛護管理法の動物取扱業に対する規制の適切な運用に努めます。
25	2	母犬・母猫から子を離すのは8カ月齢以上にすべき。	この推進計画は、法律等の制定による制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。よって御意見の内容を本計画で検討することはできません。なお、御意見の内容は、今後の取組みの参考とさせていただきます。
26	2	計画の中に動物愛護団体の表記が数多く出ているが、動物取扱業者も参加できるように「関係事業者団体」に動物取扱業者を加えてほしい。動物取扱業者にも協力できることはあるし、むしろ動物取扱業者が中心になってよりよい環境を作るべきと考える。	ご指摘の内容は、視点Ⅳアクション3に盛りこんでいます。なお、御意見のあったことは、今後の取組みの参考とさせていただきます。
27	2	動物愛護管理法の改正により動物取扱業がどのような影響を受けるか詳細な調査を望む。	動物愛護管理法の改正の内容については、適宜周知を実施してまいります。
28	2	ペット販売等を行うある企業では、一部の店舗で保護活動を行っている。ペット用品や生態販売をする企業の責任としての保護活動だと当該企業の担当者はコメントしている。多くの人々が利用する施設では、保護動物の現状や実態を大勢の人々に知ってもらう機会が十分にあり、保護動物の減少にもつながることだと思う。このような活動を他の業者にも実践してもらえよう行政に強く啓発・指導してもらいたい。	御意見の内容は、今後の取組みの参考にさせていただきます。

29	2	動物愛護管理法が改正され、ケージの買い替えや運動場を広くする費用や人件費など負担が増えるが、繁殖回数や繁殖頭数の制限により収入は減少し、事業の存続を考える状態である。県からの補助を望む。(類似意見2件)	新たに規定される動物の適正な飼養管理の基準については、動物の適切な飼養のために必要な観点から定められたものであり、当該基準を遵守し、適切に飼養することは事業者としての義務であり、適切な事業者であれば当該基準は遵守できているものとの考えのもと規定されるものです。ただし、従業員の確保や譲渡に要する期間を考慮して、既存の事業者に限っては、頭数の上限を段階的に減らす経過措置が規定され、また、飼養施設に係る規定については、ケージの更新等に一定の準備期間を要すること等を踏まえ、既存の事業者に限っては、所要の経過措置が規定されます。県等はこの新たな基準についての周知を徹底し、事業者が自身の義務を遵守するよう努めます。 なお、事業者に対する支援措置等については、国等から小規模事業者が活用可能な支援制度等の紹介などがあった場合には、速やかに情報提供を行うように努めます。
----	---	---	--

視点V 危機管理対応			
No.	アクション	意見の概要	県の考え方
30	2	野犬の捕獲用の捕獲器に屋根をつけてほしい。夏場は日陰に設置してほしい。捕獲依頼をした人に捕獲器のチェックを任せたらどうか。	御意見の内容は今後の取組みの参考とさせていただきます。なお、野犬の捕獲につきましては、県民の方への危害防止に十分配慮した方法で実施してまいります。

トピックス 愛知県における犬猫の引き取りと殺処分について			
No.	アクション	意見の概要	県の考え方
31		「2 犬猫の殺処分について」中に「野犬の殺処分が一時的に増えたとしても」とあるが、本当にリトレーニングは無理なのか。他県にはリトレーニングに成功し、命を救っている団体もあるようである。簡単なことではないが、野犬の成犬は殺すしかないというような文章に疑問を感じる。	ご指摘の記載については、集中捕獲の実施により、收容された野犬の適正な飼養が困難となるような緊急事態を想定していません。しかし、原則的には、この計画の視点Ⅱアクション5にあるように、県等は、野犬も含め收容した動物の譲渡がより一層促進するように努めてまいります。なお、御意見があったことは、今後の取組みの参考とさせていただきます。

その他			
No.	アクション	意見の概要	県の考え方
32		すべての分野において、具体的取組に「ホームページや広報による啓発」がある。視覚障がい者に対してのホームページ啓発の合理的配慮を希望する。	いただいた御意見については、今後の取組みの参考とさせていただき、ウェブアクセシビリティに配慮した広報の方法について検討してまいります。
33		実験動物を条例で禁止してほしい。	この推進計画は、法律等の制定による制限を検討・規定するものではなく、現行の法律等に基づき動物の愛護及び管理に関する施策を推進するものです。よって御意見の内容を本計画で検討することはできません。なお、御意見の内容は、今後の取組みの参考とさせていただきます。
34		国内の食品の廃棄率にあるように、食肉の廃棄率も多いと予想する。海外からの輸入もあるので、正確な割合はわからないが、供給過多に思える。	いただいた御意見については、参考とさせていただきます。
35		動物行政にかかわる人は犬か猫を自宅で飼ってほしい。	
36		愛知県内に動物実験を行う施設はどのくらいあるのか、死体処理量は年間どの程度か、またその処理先はどこか知りたい。	